

調査事業所の皆さまへ
～活かせ統計、未来の指針。～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

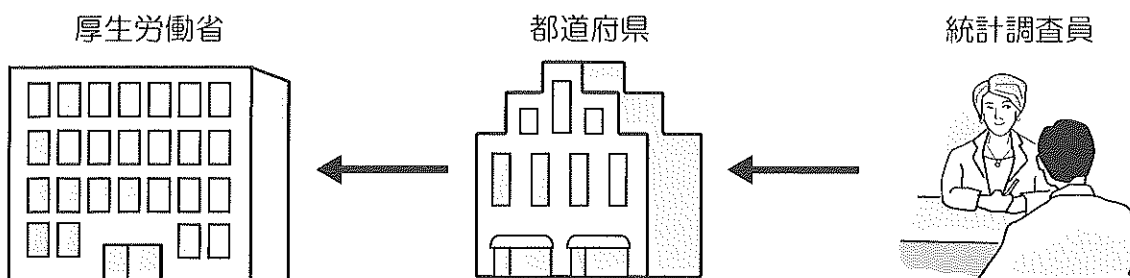
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

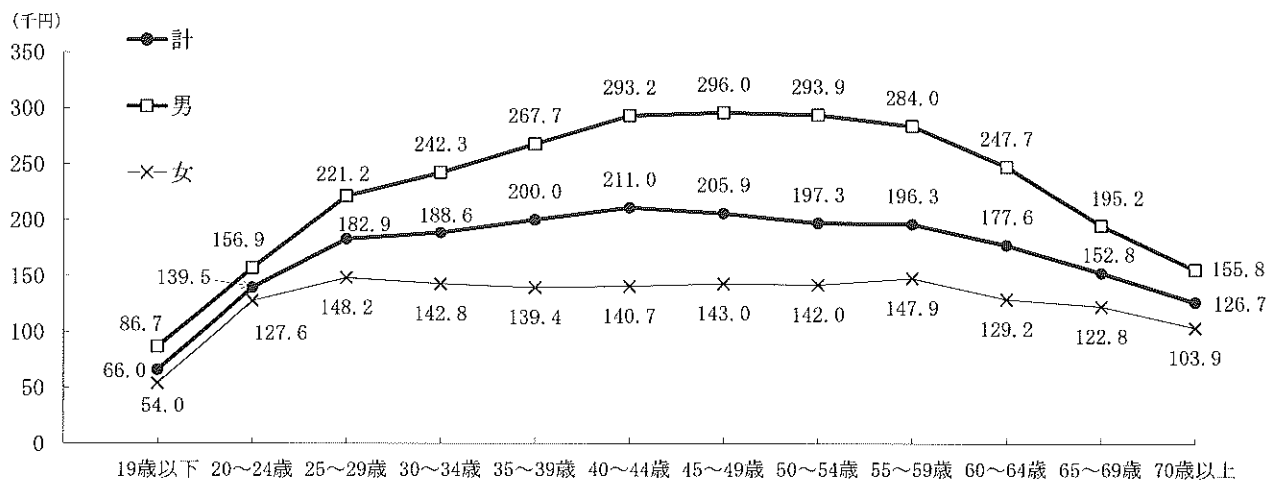
調査の流れ



●平成30年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(平成30年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数、短時間労働者の割合の推移

(各年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	日	時間	年	%
平成20年	192,630	208,367	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	195,387	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	184,694	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	191,014	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(平成30年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	円	日	時間
全 国	195,476	19.9	7.0
北海道	199,587	21.0	7.0
青森	168,684	21.1	7.1
岩手	182,399	21.3	7.2
宮城	180,685	20.3	7.0
秋田	188,863	21.2	7.1
山形	188,955	21.8	7.2
福島	187,351	21.2	7.0
茨城	198,847	19.9	7.0
栃木	188,745	20.2	7.0
群馬	202,105	20.0	6.9
埼玉	202,414	19.4	6.8
千叶	188,747	18.6	6.7
東京	222,802	19.3	7.2
神奈川	200,794	18.7	7.0
新潟	200,392	20.8	7.0
富山	181,562	19.7	6.8
石川	186,753	20.8	7.0
福井	193,035	20.7	6.9
山梨	196,075	20.2	7.1
長野	200,074	20.2	7.1
岐阜	185,953	19.9	6.7
静岡	193,920	20.1	6.9
愛知	198,282	19.4	6.9
三重	191,496	19.5	6.7
滋賀	204,149	19.7	6.9
京都	188,583	19.4	6.9
大阪	209,321	19.3	6.9
兵庫	191,333	19.4	6.9
奈良	176,472	19.0	6.7
和歌山	175,869	20.5	6.8
鳥取	198,605	20.8	7.3
島根	186,753	20.4	7.1
岡山	222,958	20.8	7.4
広島	209,438	20.0	6.9
山口	180,864	19.5	6.8
徳島	179,025	20.2	6.8
香川	180,293	20.3	6.8
愛媛	169,670	20.4	6.9
高知	164,482	19.5	6.8
福岡	198,312	20.4	7.0
佐賀	186,595	20.8	7.1
長崎	172,733	21.0	7.0
熊本	183,461	21.1	7.2
大分	172,234	20.5	7.0
宮崎	175,020	20.0	6.9
鹿児島	186,753	20.7	7.2
沖縄	155,299	20.1	6.8

注：1）平成30年7月末日現在の数値である。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、調査には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線7605～7607, 7609, 7610）

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査（特別調査） <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>